

○厚生労働省令第百十五号

クリーニング業法施行令（昭和二十八年政令第二百三十三号）第三条及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第七条第五項の規定に基づき、クリーニング業法施行規則及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月二十日

厚生労働大臣 上野賢一郎

クリーニング業法施行規則及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
（クリーニング業法施行規則の一部改正）

第一条 クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（試験）</p> <p><b>第三条</b> クリーニング師試験を受けようとする者は、住所、氏名、生年月日、性別及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）を書いた受験願書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事（法第七条の二第一項の規定により地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）の指定を受けた者（以下「指定試験機関」という。）が当該クリーニング師試験に係る受験手続に関する事務を行う場合にあつては、指定試験機関）に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（免許申請手続）</p> <p><b>第四条</b> 法第六条に規定するクリーニング師の免許を受けようとする者は、本籍、住所、氏名、生年月日、性別及び個人番号を書いた申請書に次の書類を添えて、クリーニング師試験合格地の都道府県知事（法第七条の二第一項に規定する指定試験機関の行ったクリーニング師試験を受けた者にあつては、当該試験事務を当該指定試験機関に行わせることとした都道府県知事）に申請しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（試験）</p> <p><b>第三条</b> クリーニング師試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事（法第七条の二第一項の規定により地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）の指定を受けた者（以下「指定試験機関」という。）が当該クリーニング師試験に係る受験手続に関する事務を行う場合にあつては、指定試験機関）に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（免許申請手続）</p> <p><b>第四条</b> 法第六条に規定するクリーニング師の免許を受けようとする者は、本籍、住所、氏名及び生年月日を書いた申請書に次の書類を添えて、クリーニング師試験合格地の都道府県知事（法第七条の二第一項に規定する指定試験機関の行ったクリーニング師試験を受けた者にあつては、当該試験事務を当該指定試験機関に行わせることとした都道府県知事）に申請しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p>

<p>(免許証の再交付)</p> <p>第六条 クリーニング師が免許証を破り、汚し、又は失つたときは、住所、氏名、生年月日、性別、個人番号及び申請理由を書いた申請書に、破り、又は汚した場合においてはその免許証を添え、一月以内に免許を与えた都道府県知事に再交付の申請をしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(免許証の訂正の申請等)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 前項の申請をするには、住所、生年月日、性別及び個人番号を書いた申請書を免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。</p>	<p>(免許証の再交付)</p> <p>第六条 クリーニング師が免許証を破り、汚し、又は失つたときは、その旨を書き、破り、又は汚した場合においてはその免許証を添え、一月以内に免許を与えた都道府県知事に再交付の申請をしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(免許証の訂正の申請等)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>(免状の再交付)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 免状を破り、又はよごした者が第一項の申請をする場合には、当該免状を廃棄した旨を報告しなければならない。</p> <p>5 免状の交付を受けている者は、免状の再交付を受けた後、失つた免状を発見したときは、五日以内に、厚生労働大臣に失つた免状を廃棄した旨を報告するものとする。</p> <p>(免状の廃棄)</p> <p>第十三条 免状の交付を受けている者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する届出義務者は、一箇月以内に、厚生労働大臣に免状を廃棄した旨を報告するものとする。</p>	<p>(免状の再交付)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 免状を破り、又はよごした者が第一項の申請をする場合には、申請書にその免状を添えなければならない。</p> <p>5 免状の交付を受けている者は、免状の再交付を受けた後、失つた免状を発見したときは、五日以内に、これを厚生労働大臣に返還するものとする。</p> <p>(免状の返還)</p> <p>第十三条 免状の交付を受けている者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する届出義務者は、一箇月以内に、厚生労働大臣に免状を返還するものとする。</p>

第二条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第二号)の一部を次のように改正する。

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正)

(傍線部分は改正部分)

様式第四号（第十二条関係）

2 **第二** **第一** **附**  
**条** **条** **則**  
（施行期日）  
（様式に関する経過措置）  
 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。  
 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

収入印紙

(消印しては)  
(ならない)

建築物環境衛生管理技術者免状再交付申請書

建築物環境衛生 管理技術者免状 番号及び交付年月日	第 号 ( 年 月 日)		
ふりがな 氏	生年月日	年 月 日生	
旧 姓	通称名		
個人番号			
本 籍			
性 別	1 男 2 女		
住 所	郵便番号	電話番号	— —
再交付申請の理由			
上記により、建築物環境衛生管理技術者免状の再交付を受けたいので申請します。 年 月 日 氏 名 厚生労働大臣殿			

備考 用紙の大きさは、A列4番とする。